

第12回新型コロナウイルス対策本部会議

令和2年5月5日（火）に稟議式で開催した標記会議において、本市における対応を下記のとおり決定した。

記

1. 公共施設等の対応及びイベント等の開催に対する戸田市の方針

政府対策本部により、令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令されたが、令和2年5月4日、『緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長する』ことが決定された。また、これに伴い、埼玉県における緊急事態措置も対応方針が新たに決定された。

これを受け、令和2年5月15日（金）までの期間において適用している、「公共施設等の対応及びイベント等の開催に対する戸田市の方針」を、令和2年5月31日（日）まで延長する。

なお、本市の方針適用期間については、今後の国・埼玉県の動向を参考に、適宜検討を行う。

【公共施設等の対応】

公共施設等については、閉鎖することで市民生活に著しい影響を与えない施設は、閉鎖又は休館する。ただし、国や埼玉県の動向を参考に、閉鎖期間を短縮する場合があります。

なお、一部の公共施設では、市民や利用者を与える影響を考慮し、一部休止の措置で対応することとする。

【イベント等の開催】

市主催（共催）の市民が参加するイベント等（指定管理者含む）については、原則、中止又は延期することとする。